

十二 第 68 条の 16 ((特定設備等の特別償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(新增設備の範囲)</p> <p>68 の 16(2) -3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………措置法規則第 22 条の 30 第 1 項及び第 3 項……………</p> <p>……………措置法規則第 20 条の 6 第 1 項及び第 3 項第 2 号……………</p> | <p>(新增設備の範囲)</p> <p>68 の 16(2) -3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………措置法規則第 22 条の 30 第 2 項及び第 4 項第 2 号……………</p> <p>……………措置法規則第 20 条の 6 第 2 項及び第 4 項第 2 号ロ……………</p> <p>…</p> |

十三 第 68 条の 19 ((地震防災対策用資産の特別償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 19-1 連結法人が措置法令第 39 条の 48 第 1 項……………措置法第 68 条の 19 第 1 項に規定する地震防災対策用資産 (以下「地震防災対策用資産……………</p> <p>……………</p> <p>(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>68 の 19-2 ……………地震防災対策用資産……………当該地震防災対策用資産……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> | <p>(大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 19-1 連結法人が措置法令第 39 条の 48 第 2 項……………措置法第 68 条の 19 第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄に掲げる減価償却資産 (以下「緊急地震速報受信装置等資産……………</p> <p>……………</p> <p>(緊急地震速報受信装置等資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>68 の 19-2 ……………緊急地震速報受信装置等資産……………当該緊急地震速報受信装置等資産……………</p> <p>……………</p> <p>(特定建築物の部分の意義)</p> <p>68 の 19-3 措置法第 68 条の 19 第 1 項の表の第 2 号の第 3 欄に掲げる特定建築物の部分は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 10 条に規定する計画の認</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| | <p><u>定を受けた計画に係る建築物につき、当該計画に基づき同法第2条第2項に規定する耐震改修のための工事が行われた部分に限られるのであるから、例えば、当該耐震改修のための工事と同時に行った他の工事に係る部分は、これに該当しない。</u></p> |

十四 旧第 68 条の 23 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------------|---|
| <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> | <p><u>第 68 条の 23 《特定電気通信設備等の特別償却》関係</u></p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68 の 23-1</u> 措置法第 68 条の 23 第 1 項の表の上欄に掲げる連結法人が、その取得し又は製作若しくは建設した同項に規定する特定電気通信設備等（以下「特定電気通信設備等」という。）を他の者に貸与した場合において、当該特定電気通信設備等が専ら当該連結法人の事業の用に供されるものであるときは、当該特定電気通信設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものと<u>して取り扱う。</u></p> |

十五 旧第 68 条の 25 (資源再生化設備等の特別償却) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| (廃 止) | 第 68 条の 25 (資源再生化設備等の特別償却) 関係 |
| (廃 止) | <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p>68 の 25-1 連結法人が、その取得等をした措置法第 68 条の 25 第 1 項に規定する資源再生化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該資源再生化設備等が専ら当該連結法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている資源再生化設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものと取り扱う。</p> |
| (廃 止) | <p><u>(附属機器等の同時設置の意義)</u></p> <p>68 の 25-2 措置法第 68 条の 25 第 1 項に係る平成 8 年 3 月 31 日付大蔵省告示第 96 号の別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象となる附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</p> |

十六 第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>68 の 31-4 ……………</p> <p>……………<u>同項第 3 号に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者並びに同項第 4 号</u>……………<u>同項第 5 号</u>……………</p> | <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>68 の 31-4 ……………</p> <p>……………<u>同項第 3 号</u>……………<u>同項第 4 号</u>……………</p> |

十七 第 68 条の 34 (高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 第 68 条の 34 (高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係 | 第 68 条の 34 (優良賃貸住宅の割増償却) 関係 |
| (高齢者向け優良賃貸住宅の範囲) | (<u>中心市街地優良賃貸住宅及び</u> 高齢者向け優良賃貸住宅の範囲) |
| 68 の 34-1高齢者向け優良賃貸住宅..... <u>同項</u> <u>当該期間内</u> | 68 の 34-1 <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> (以下「 <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> 」という。) 又は同条第 3 項に規定する <u>高齢者向け優良賃貸住宅</u> <u>同条第 1 項又は第 3 項</u> <u>これらの期間内</u> |
| (各独立部分の範囲) | (各独立部分の範囲) |
| 68 の 34-2 措置法令第 39 条の 63 第 1 項..... (注) | 68 の 34-2 措置法令第 39 条の 63 第 1 項 <u>及び第 2 項</u> (注) |
| (<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u> の範囲) | (<u>中心市街地優良賃貸住宅等</u> の範囲) |
| 68 の 34-3高齢者向け優良賃貸住宅..... | 68 の 34-3 <u>中心市街地優良賃貸住宅又は</u> 高齢者向け優良賃貸住宅..... |
| (別棟建物) | (別棟建物) |
| 68 の 34-4措置法第 68 条の 34 第 1 項..... | 68 の 34-4措置法第 68 条の 34 第 1 項 <u>又は第 3 項</u> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(倉庫、車庫等)</p> <p>68 の 34-5 ……………</p> <p>(1) …………… ……………措置法第 68 条の 34 第 1 項……………</p> <p>(2) …………… ……………<u>同項</u>……………<u>同項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(高齢者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が<u>5以上</u>であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>68 の 34-8 ……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………<u>5以上</u>…………… ……………<u>5以上</u>…………… ……………<u>5に満たない</u>……………</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>68 の 34-10 <u>措置法令第 39 条の 63 第 1 項第 2 号</u>……………</p> <p>(特定再開発建築物等に高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>68 の 34-12 …………… ……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………<u>当該</u>高齢者向け優良賃貸住宅部分については措置法第 68 条の 34 第 1 項……………</p> | <p>(倉庫、車庫等)</p> <p>68 の 34-5 ……………</p> <p>(1) …………… ……………措置法第 68 条の 34 第 1 項<u>又は第 3 項</u>……………</p> <p>(2) …………… ……………<u>措置法第 68 条の 34 第 1 項又は第 3 項</u>……………<u>同条第 1 項又は第 3 項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が<u>10以上</u>であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>68 の 34-8 ……………<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>……………<u>10以上</u>…………… ……………<u>10以上</u>…………… ……………<u>10に満たない</u>……………</p> <p>(注) <u>同条第 3 項の高齢者向け優良賃貸住宅におけるその各独立部分の数の判定等についても、本文と同様に取り扱う。</u></p> <p>(床面積の意義)</p> <p>68 の 34-10 <u>措置法令第 39 条の 63 第 1 項及び第 2 項</u>……………</p> <p>(特定再開発建築物等に<u>中心市街地優良賃貸住宅又は</u>高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>68 の 34-12 …………… ……………<u>中心市街地優良賃貸住宅又は</u>高齢者向け優良賃貸住宅…………… ……………<u>当該</u>中心市街地優良賃貸住宅部分又は高齢者向け優良賃貸住宅部分につ</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(資本的支出)</p> <p>68 の 34-13<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>.....<u>当該高齢者向け優良賃貸住宅</u>.....</p> | <p>いては措置法第 68 条の 34 第 1 項又は第 3 項.....</p> <p>(資本的支出)</p> <p>68 の 34-13<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>.....<u>当該中心市街地優良賃貸住宅</u>.....</p> <p><u>同条第 3 項の規定の適用を受けている高齢者向け優良賃貸住宅について資本的支出がされた場合についても、同様とする。</u></p> |

十八 第 68 条の 41 ((準備金方式による特別償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 41-3<u>被現物分配法人</u>.....<u>適格現物分配</u>.....<u>現物分配法人</u>.....</p> | <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 41-3<u>被事後設立法人</u>.....<u>適格事後設立</u>.....<u>事後設立法人</u>.....</p> |

十九 第 68 条の 43 ((海外投資等損失準備金) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 43-8<u>被現物分配法人</u>.....<u>適格現物分配</u>.....<u>現物分配法人</u>.....</p> | <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 43-8<u>被事後設立法人</u>.....<u>適格事後設立</u>.....<u>事後設立法人</u>.....</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>.....</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 43-18適用がない<u>同条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項.....連結法人.....当該連結子法人及び同条第 5 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人.....同条第 1 項.....</u></p> | <p>.....</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 43-18適用がない連結法人は、<u>同項.....連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人.....</u>当該連結子法人.....<u>同項.....</u></p> |

二十 第 68 条の 44 ((金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 44-1適用がない<u>同条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項.....連結法人.....当該連結子法人及び同条第 4 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人.....同条第 1 項.....</u></p> | <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 44-1適用がない連結法人は、<u>同項.....連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人.....</u>当該連結子法人.....<u>同項.....</u></p> |

二十一 第 68 条の 45 ((特定災害防止準備金) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>68 の 45-1<u>措置法第 68 条の 45 第 1 項.....</u></p> | <p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>68 の 45-1<u>措置法第 55 条の 6 第 1 項.....</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(注)</p> <p>(露天石炭採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>68 の 45-2措置法第 68 条の 45 第 1 項.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 45-3適用がない同条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、<u>同条第 1 項</u>.....<u>連結法人</u>.....当該連結子法人及び同条第 6 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人.....<u>同条第 1 項</u>.....</p> | <p>(注)</p> <p>(露天石炭採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>68 の 45-2措置法第 55 条の 6 第 1 項.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 45-3適用がない連結法人は、<u>同項</u>.....<u>連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>.....当該連結子法人.....<u>同項</u>.....</p> |

二十二 第 68 条の 48 ((新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(適格合併等により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 48-1 適格合併、適格分割又は適格現物出資.....</p> | <p>(適格合併等により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 48-1 適格合併、適格分割、<u>適格現物出資又は適格事後設立</u>.....</p> <p>...</p> |

二十三 第 68 条の 55 (《保険会社等の異常危険準備金》) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 55-7 ……適用がない同条第 11 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、<u>同条第 1 項</u>……………<u>連結法人</u>……………当該連結子法人及び同条第 11 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人……………<u>同条第 1 項</u>……………</p> | <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 55-7 ……適用がない連結法人は、<u>同項</u>……………<u>連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>……………当該連結子法人……………<u>同項</u>……………</p> |

二十四 第 68 条の 56 (《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 56-1 ……適用がない同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、<u>同条第 1 項</u>……………<u>連結法人</u>……………当該連結子法人及び同条第 7 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人……………<u>同条第 1 項</u>……………</p> | <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 56-1 ……適用がない連結法人は、<u>同項</u>……………<u>連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>……………当該連結子法人……………<u>同項</u>……………</p> |

二十五 第 68 条の 58 (《特別修繕準備金》) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 58-7 ……適用がない同条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、<u>同条第 1 項</u>……………<u>連結法人</u>……………当該連結子法人及び同条第 7 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人……………<u>同条第 1 項</u>……………</p> | <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 58-7 ……適用がない連結法人は、<u>同項</u>……………<u>連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>……………当該連結子法人……………<u>同項</u>……………</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別修繕準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 58-8 適格合併、適格分割又は適格現物出資……………</p> | <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別修繕準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 58-8 適格合併、適格分割、<u>適格現物出資又は適格事後設立</u>……………</p> <p>…</p> |

二十六 第 68 条の 58 の 2 ((社会・地域貢献準備金)) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(適格合併等により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 58 の 2-1 適格合併又は適格分割型分割……………</p> | <p>(適格合併等により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 58 の 2-1 適格合併、<u>適格分割、適格現物出資又は適格事後設立</u>……………</p> <p>……………</p> |

二十七 第 68 条の 61 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金)) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(鉱業を営む連結法人の範囲)</p> <p>68 の 61-1 ……………</p> <p>……………連結子法人で、……………</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 61-16 ……………</p> <p>……………適用がない同条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、<u>同条第 1 項又は第 2 項の規定</u>……………<u>連結法人</u>……………当該連結子法人及び同条第 6 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人……………<u>同条第 1 項又は第 2 項の規定</u>……………</p> | <p>(鉱業を営む連結法人の範囲)</p> <p>68 の 61-1 ……………</p> <p>……………連結子法人で……………</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 61-16 ……………</p> <p>……………適用がない連結法人は、<u>これらの規定</u>……………<u>連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人</u>……………<u>当該連結子法人</u>……………<u>これらの規定</u>……………</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(適格合併等により引継ぎを受けた探鉱準備金等の取崩し)</p> <p>68 の 61-17 適格合併、適格分割又は適格現物出資……………</p> | <p>(適格合併等により引継ぎを受けた探鉱準備金等の取崩し)</p> <p>68 の 61-17 適格合併、適格分割、<u>適格現物出資又は適格事後設立</u>……………</p> <p>…</p> |

二十八 第 68 条の 64 ((農業経営基盤強化準備金) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 64-2 ……適用がない<u>同条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項……………連結法人……………当該連結子法人及び同条第 4 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人……………同条第 1 項……………</u></p> <p>(<u>金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用</u>)</p> <p>68 の 64-3 ……</p> | <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 64-2 ……適用がない連結法人は、<u>同項……………連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人……………当該連結子法人……………同項……………</u></p> <p>(<u>海外投資等損失準備金の取扱い等の準用</u>)</p> <p>68 の 64-3 ……</p> |

二十九 第 68 条の 68 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 68(1)-1 ……</p> <p>……………<u>適格現物分配</u>……………</p> <p>(注) ……</p> | <p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 68(1)-1 ……</p> <p>……………<u>適格事後設立</u>……………</p> <p>(注) ……</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算) | (新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算) |
| 68 の 68 (2) -4 | 68 の 68 (2) -4 |
| (1) | (1) |
| (2) | (2) |
| (注) 1 | (注) 1 |
| 2 | 2 |
| 3措置法規則第 22 条の 63 第 4 号ロ(1)及び(2)..... | 3措置法規則第 22 条の 63 第 1 項第 4 号ロ(1)及び(2)..... |
| ... | |

三十 第 68 条の 69 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額) | (譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額) |
| 68 の 69 (1) -1 | 68 の 69 (1) -1 |
| <u>適格現物分配</u> | <u>適格事後設立</u> |
| (注) | (注) |
| (新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算) | (新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算) |
| 68 の 69 (2) -4 | 68 の 69 (2) -4 |
| (1) | (1) |
| (2) | (2) |
| (注) 1 | (注) 1 |
| 2 | 2 |
| 3措置法規則第 22 条の 63 第 4 号ロ(1)及び(2)..... | 3措置法規則第 22 条の 63 第 1 項第 4 号ロ(1)及び(2)..... |
| ... | |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>68 の 69(4) -19</p> <p>(1) 決定の場合 (措置法規則第 22 条の 63).....</p> <p>(2)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(優良宅地の造成の意義)</p> <p>68 の 69(5) -4</p> <p>.....措置法規則第 22 条の 63 第 4 号イ、第 5 号イ又は第 7 号イ.....</p> <p>.....</p> <p>(造成工事の対価として取得した土地を譲渡した場合の除外規定の適用)</p> <p>68 の 69(5) -6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>措置法規則第 22 条の 63 第 4 号イ、第 5 号イ又は第 7 号イ</u>.....</p> <p>(一団の宅地の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>68 の 69(5) -12</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法規則第 22 条の 63 第 6 号イ</u>.....</p> | <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>68 の 69(4) -19</p> <p>(1) 決定の場合 (<u>措置法規則第 22 条の 63 第 1 項</u>).....</p> <p>(2)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(優良宅地の造成の意義)</p> <p>68 の 69(5) -4</p> <p>.....<u>措置法規則第 22 条の 63 第 1 項第 4 号イ、第 5 号イ又は第 7 号イ</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(造成工事の対価として取得した土地を譲渡した場合の除外規定の適用)</p> <p>68 の 69(5) -6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>措置法規則第 22 条の 63 第 1 項第 4 号イ、第 5 号イ又は第 7 号イ</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(一団の宅地の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>68 の 69(5) -12</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法規則第 22 条の 63 第 1 項第 6 号イ</u>.....</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p> <p>68 の 69(5) -14 <u>措置法規則第 22 条の 63 第 4 号ハ</u>……………</p> | <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p> <p>68 の 69(5) -14 <u>措置法規則第 22 条の 63 第 1 項第 4 号ハ</u>……………</p> |

三十一 第 68 条の 70～第 68 条の 73(収用等の場合の課税の特例) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>68 の 70(3) -11 ……………</p> <p>……………<u>適格分割、適格現物出資又は適格現物分配</u>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(適格合併等があった場合における圧縮記帳等の計算)</p> <p>68 の 70(3) -21 ……………<u>適格現物分配</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>現物分配法人</u>……………<u>被現物分配法人</u>をいう。以下同</p> <p><u>じ。</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> | <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>68 の 70(3) -11 ……………</p> <p>……………<u>適格分社型分割等</u>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(適格合併等があった場合における圧縮記帳等の計算)</p> <p>68 の 70(3) -21 ……………<u>適格事後設立</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>事後設立法人</u>……………<u>被事後設立法人</u>をいう。……………</p> <p>……………</p> <p>(2) ……………</p> |

三十二 第 68 条の 73 ((収用換地等の場合の連結所得の特別控除)) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別勘定に係る圧縮記帳と 5,000 万円損金算入との適用関係)</p> <p>68 の 73-4分割法人又は現物出資法人.....</p> <p>(最初に買取り等の申出を受けた者以外の連結法人による譲渡)</p> <p>68 の 73-10<u>現物分配法人</u>.....<u>現物分配</u>.....<u>被現物分配法人</u>.....<u>現物分配</u>.....<u>適格現物分配</u>..... (注)</p> | <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別勘定に係る圧縮記帳と 5,000 万円損金算入との適用関係)</p> <p>68 の 73-4分割法人、<u>現物出資法人</u>又は<u>事後設立法人</u>.....</p> <p>(最初に買取り等の申出を受けた者以外の連結法人による譲渡)</p> <p>68 の 73-10<u>事後設立法人</u>.....<u>事後設立</u>.....<u>被事後設立法人</u>.....<u>事後設立</u>.....<u>適格事後設立</u>..... (注)</p> |

三十三 第 68 条の 75 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(2 以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第 68 条の 74 との適用関係)</p> <p>68 の 75-12措置法第 65 条の 4 第 1 項第 1 号、第 4 号及び<u>第 6 号から第 8 号まで</u>.....</p> | <p>(2 以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第 68 条の 74 との適用関係)</p> <p>68 の 75-12措置法第 65 条の 4 第 1 項第 1 号、第 4 号及び<u>第 6 号から第 9 号まで</u>.....</p> |